

議案第6号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例」につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。



5世総第519号
令和6年2月2日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
(1) 世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例
(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和6年第1回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和6年2月9日(金)
- 5 担当
総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 職員の定数に関する定義を整備するとともに、新たな定義に基づき職員の定数を改定し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例

世田谷区職員定数条例（昭和50年3月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条中「前条第1項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、同項各号」を「各部局等内に配置する職員の数、前条各号」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の3条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「職員」とは、区長の部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校（以下「各部局等」という。）に勤務する常勤の地方公務員（副区長、教育長並びに地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣した者（被災地に派遣した者を除く。）及び他の地方公共団体から派遣された者（警視庁又は東京消防庁から派遣された者を除く。）を除く。）をいう。

2 この条例において、「定数」とは、任用数の上限をいう。

（職員の定数）

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区長の部局 5, 314人
- (2) 議会の事務局 27人
- (3) 教育委員会の事務局 380人
- (4) 教育委員会の所管に属する学校 240人
- (5) 選挙管理委員会の事務局 24人
- (6) 監査委員の事務局 12人
- (7) 農業委員会の事務局 3人

合計 6, 000人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区職員定数条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項の規定に基づき、職員の定数を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条 この条例において、「職員」とは、<u>区長の部局</u>、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の<u>事務局</u>並びに教育委員会の所管に属する学校(以下「各部局等」という。)に<u>勤務する常勤</u>の地方公務員(副区長、教育長並びに<u>地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣した者(被災地に派遣した者を除く。)</u>及び他の地方公共団体から派遣された者(警視庁又は東京消防庁から派遣された者を除く。))をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において、「定数」とは、任用数の上限をいう。</u></p> <p>(職員の定数)</p> <p><u>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>区長の部局 5, 314人</u></p> <p>(2) <u>議会の事務局 27人</u></p> <p>(3) <u>教育委員会の事務局 380人</u></p> <p>(4) <u>教育委員会の所管に属する学校 240人</u></p> <p>(5) <u>選挙管理委員会の事務局 24人</u></p> <p>(6) <u>監査委員の事務局 12人</u></p> <p>(7) <u>農業委員会の事務局 3人</u></p> <p>合計 <u>6, 000人</u></p>	<p>○世田谷区職員定数条例</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校に常時勤務する地方公務員(副区長及び教育長を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務局の職員 4,176人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 26人</p> <p>(3) 教育委員会の事務局の職員 358人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 330人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務局の職員 22人</p> <p>(6) 監査委員の事務局の職員 10人</p> <p>(7) 農業委員会の事務局の職員 3人</p> <p>合計 4,925人</p> <p>2 派遣、事務従事、退職、育児休業、大学院修学休業、公務災害休</p>

改正後	改正前
<p>(職員の定数の管理)</p> <p>第4条 <u>各部局等内に配置する職員の数</u>は、<u>前条各号</u>に掲げる定数の範囲内において、それぞれ任命権者がこれを定める。</p> <p><u>附 則 (令和6年3月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>業、配偶者同行休業、結核休養、6月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業、公務災害休業及び結核休養の職員が復職した場合は、1年間を限り、これを定数外とすることができる。</p> <p>(職員の定数の管理)</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、同項各号に掲げる定数の範囲内において、それぞれ任命権者がこれを定める。</p>